

# 国民年金保険料の改定

平成31年度（平成31年4月～平成32年3月分）の国民年金保険料は、  
月額1万6410円です。お得で簡単な納付方法を紹介します。

## お得 「前納」

保険料の納付は、割引が受けられる「前納」がお得！  
前納の納付書を使って納付すると、左記のとおり割引が適用されます。

納付書による国民年金保険料 納付額・割引額早見表

納付方法	通常		前納	
	毎月納付	6か月前納	1年前納	2年前納
1回当たりの納付額	1万6,410円	9万7,660円	19万3,420円	38万 880円
割引額	0円	800円	3,500円	1万4,520円

- 6か月前納は、前期（4～9月分）と後期（10月～平成32年3月分）の2回に分けて納付する方法です。
- 納付書による現金納付での前納を希望する場合は、4月末（6か月前納の後期は10月末）までに保険料を納付する必要があります。
- 納付書による現金納付での2年前納は、事前に申し込みが必要です。6か月前納、1年前納は、日本年金機構から送付される「国民年金保険料納付案内書」につづられている納付書を使用してください。

## 簡単

### 口座振替・クレジットカードで納付

申し出により、口座振替やクレジットカードによる納付にすることで、毎月保険料を納めに行く手間を省くことができます。

また、口座振替による納付には、申し出により振替を当月末にすることで、保険料が1か月当たり50円割引される「早割」がありますので、ぜひご利用ください。

※口座振替及びクレジットカードによる6か月（前期）、1年、2年前納の受け付けは、毎年2月末日が申込期限となります。

★前納の申し込みや、納付方法の変更については、富士年金事務所にお問い合わせください。

#### 問い合わせ

富士年金事務所 ☎(61)1900  
<http://www.nenkin.go.jp>  
 国保年金課 国民年金担当  
 ☎(55)2755 関 ☎(51)2521

## 固定資産税の課税内容がわかる

# 縦覧制度・閲覧制度をご利用ください

平成31年度の評価額・課税標準額は、4月1日(月)から行われる縦覧制度・閲覧制度（下表参照）で確認できます。

【縦覧制度】納税者が自分の土地や家屋の価格が適正かどうか判断できるように、市内全ての「土地・家屋価格等縦覧帳簿」を見ることができます

【閲覧制度】納税義務者や借地人・借家人などが、関係する固定資産（土地・家屋・償却資産）の課税台帳を閲覧できます

#### 問い合わせ 資産税課

土地担当 ☎55-2743  
 家屋担当 ☎55-2744  
 償却資産担当 ☎55-2745

項目	縦覧	閲覧
とき	4月1日～5月7日 8:30～17:15（閉庁日は除く）	4月1日～2020年3月31日 8:30～17:15（閉庁日は除く）
ところ	資産税課（市役所3階） ※5月8日(水)以降の閲覧は収納課（市役所3階）で行います。	
対象	納税者（同一世帯の人、代理人、納税管理人を含む）	納税義務者（代理人）、借地人・借家人など
内容	土地・家屋価格等縦覧帳簿 土地…所在、地番、地目、地積、価格 家屋…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格	固定資産課税台帳 土地・家屋・償却資産の価格、課税標準額など
手数料	無料	4月1日～5月7日は無料（借地人・借家人などが閲覧する場合は、1件300円） ※5月8日以降は、1件300円。
持ち物	納税通知書または運転免許証など本人確認ができるもの ※代理人は委任者の印のある委任状、借地人・借家人などは賃貸借契約書など権利関係及び物件の確認ができる書類が必要です。	